

平成22年（2010年）3月

障害福祉サービス・移動支援事業利用者 各位

札幌市

障害福祉サービスに係る利用者負担額、移動支援事業に係る利用者負担額の変更について

平成22年4月に、市町村民税非課税世帯の方の障害福祉サービスに係る利用者負担について、下記のとおり制度改正が行われます。

また、移動支援事業に係る市町村民税非課税世帯の方の利用者負担割合につきましても、下記のとおり見直すことといたします。

つきましては、新しい受給者証を同封しますので、現在利用している事業所に必ずご提示いただきますようお願い申し上げます。

記

1 障害福祉サービスに係る利用者負担額変更の内容

市町村民税非課税世帯の方について、障害福祉サービスに係る利用者負担上限月額を0円（無料）とする。

※ 事業所から食事の提供を受けている方が支払う食費については、変更ありません。

2 移動支援事業に係る利用者負担割合の変更内容

	利用者負担割合	
	平成22年3月まで	平成22年4月から
市町村民税課税世帯	10 %	10 % (変更なし)
市町村民税非課税世帯	5 %	0 % (変更)
生活保護受給世帯	0 %	0 % (変更なし)

3 問合せ先

〒000—0000

札幌市 区 条 丁目
札幌市 区役所保健福祉課 福祉支援係
(区役所 階 保健福祉課 番窓口)

TEL 011—〇〇〇—2400 (内線〇〇〇) 担当：〇〇